

お客様各位

令和6年7月24日  
小田原第一信用組合

## 相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料新設のお知らせ

平素より小田原第一信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。  
このたび当組合では、下記のとおり管理用口座開設手数料を新設させていただくことになりました。

お客様にはご負担をおかけすることとなりますが、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 新設手数料の名称

管理用口座開設手数料

2. 新設日

令和6年8月1日（木）

※令和6年8月1日以降の窓口受付分から手数料を適用いたします。

3. 対象口座

- ・破産管財人名義の口座
- ・相続財産管理人名義の口座
- ・相続財産清算人名義の口座
- ・不在者財産管理人名義の口座

※上記に関連する管理用口座として作成する口座も含みます。

※既存の口座から上記口座へ名義変更する場合も対象とします。

4. 手数料金額

口座開設1件あたり 27,500円（消費税込）

詳しくはお取引店またはお近くの営業店へお問い合わせください。

以上